

国有林の地域別の森林計画書（案）

（高津川森林計画区）

[変更]

計画期間　〔自　平成26年4月1日
至　平成36年3月31日〕
(平成28年　月　日変更)

近畿中国森林管理局

ま　え　が　き

森林法第7条の2第1項の規定により樹立した既定計画を、同条の2第3項の規定において準用する第5条第5項の規定に基づき、次とおり変更します。

(変更理由)

森林法の一部が改正され、国有林の地域別の森林計画の計画事項に、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（鳥獣害防止森林区域）及び当該区域内における鳥獣害の防止に関する事項を追加することとなったため計画を変更する。

この用紙は間伐材を活用しています。

高津川森林計画区の位置図



凡　例	
府　県　界	———
森　林　計　画　界	———
市　町　村　界	———



担当者の職名及び氏名並びに樹立に従事した期間

1 担当者の職名及び氏名

計 画 課 課	長	網 倉 和 弘
流 域 管 理 指 導 官	岩 田 幸 治	
課 長 補 佐	福 本 真 也	
計 画 調 整 官	早 瀬 善 紀	

2 樹立に従事した期間

自 平成28年 4月 1日
至 平成28年12月31日

目 次

I 計画の大綱	1
3 計画樹立に当たっての基本的考え方	1
II 計画事項	1
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	1
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	1
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	1
第3 森林の整備に関する事項	2
2 造林に関する事項	2
(1) 人工造林に関する基本的事項	2
3 間伐及び保育に関する事項	3
(2) 保育の標準的な方法	3
(3) その他必要な事項	4
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	4
(1) 林道（林業専用道を含む。以下同じ。）等の開設及び改良に関する基本的な考え方	4
6 森林施業の合理化に関する事項	5
(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	5
(4) その他必要な事項	5
第4 森林の保全に関する事項	5
2 保安施設に関する事項	5
(3) 治山事業に関する事項	5
3 鳥獣害の防止に関する事項	5
(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方針	5
(2) その他必要な事項	6

4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	6
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	6
別表2 鳥獣害防止森林区域	6

I 計画の大綱

3 計画樹立に当たっての基本的考え方

計画区の国有林は、国土の保全、水源の涵養及び地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現や木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びつく役割を果たしています。

とりわけ、計画区の国有林は、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が主伐期を迎えます。

これらの森林資源を有効に利用しながら、計画的に再造成し、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るためにには、より効率的かつ効果的な森林の整備及び保全を進めていく必要があります。こうした情勢を踏まえ、森林の現況、自然条件及び社会的条件、国民のニーズ等に応じて、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指します。

その際、全ての森林が多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林をバランス良く配置するよう努めます。

この計画においては、全国森林計画に即し、本計画区の自然的条件、社会的経済的背景、地域の動向及び前計画の実行結果やその評価等を踏まえつつ、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにして、国有林の地域別の森林計画を樹立します。なお、計画樹立に当たっては、民有林関係者との緊密な連絡調整を図ります。

II 計画事項

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化も考慮しつつ、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、リモートセンシング及び森林G I Sの効果的な活用を図ります。

具体的には、森林の諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病害虫や野生鳥獣害対策、花粉発生源対策などの森林の保護等に関する取組を推進します。

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針は次のとおりです。

ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び渓流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全します。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ります。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進します。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を行います。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備します。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を行い、また、将来にわたり育成单層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行います。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とします。

第3 森林の整備に関する事項

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する基本的事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成单層林として維持する森林において行います。

イ 人工造林の標準的な方法

スギ、ヒノキともヘクタール当たり2,000本を標準とします。複層林にあっては、群状又は帯状伐採区は、ヘクタール当たり2,000本を、単木伐採は、ヘクタール当たり1,000本を標準とします。

なお、苗木の選定については、コンテナ苗等の活用に努めます。

地ごしらえは、地力維持に配慮し、植生、地形、気象等の立地条件と、末木枝条の残存状況、植栽本数等に応じた適切な方法を採用します。植栽木とともに生育が期待できる天然生稚幼樹は刈り払わずに残します。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の更新をすべき期間は、公益的機能の維持や早期回復を図るため、人工造林によるものについては原則として2年以内とします。また、伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めます。

3 間伐及び保育に関する事項

(2) 保育の標準的な方法

更新の完了後、育成しようとする樹木の成長を助け、健全な森林を育成するため、下刈り、除伐、鳥獣害防止対策等の作業を行います。

ア 下刈り

目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るため、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行います。また、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断します。

イ 除伐

下刈りの終了後、林冠がうつ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行います。また、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは、保残し育成します。

ウ 鳥獣害防止対策

野生鳥獣による樹木等への被害が見込まれる森林において、目的樹種の成長を阻害する野生鳥獣による被害を防除するため、施業を一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行います。

なお、植栽木等への被害が見込まれる場合は、植栽木等がニホンジカによる食害を防

止できる樹高になるまで、有効な方法を実施します。

樹種	作業種	経過年数(年)														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
スギ ヒノキ	下刈り	<					→									
	除伐								<							→
	鳥獣害防止対策	<														

注:この表は、目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて行います。

複層林の下木の保育についても、表に準じて実施します。

(3) その他必要な事項

その他つる切り等の保育については、必要に応じて行います。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道（林業専用道を含む。以下同じ。）等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとめ等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとします。その際、(2)の効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準を目安として林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道を適切に組み合わせて整備（既設路網の改良を含む。）します。

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成单層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進します。

開設する林道等の路線配置、規格、構造等の基本的な考え方については、発揮すべき機能を踏まえた森林ごとに、以下のとおりとします。

6 森林施業の合理化に関する事項

(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

林産物の利用を促進するための施設の整備については、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立、施設・設備の大型化・高性能化、複数の中小工場の連携による生産の効率化、木材生産者や製材・合板工場、工務店等の連携による取組等による加工・流通コストの低減・供給ロットの拡大を通じて、建築、土木、製紙、再生可能エネルギー等の多様な分野における需用者のニーズに即した品質及び強度性能の明確な木材製品を大量に安定的かつ低コストに供給し得る体制の整備を図るため、民有林と一体となって取組を推進します。

(4) その他必要な事項

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、林業及び木材産業の成長産業化による就業機会の創出や生活環境の整備により、山村における定住を促進するとともに、レクリエーションや環境教育等の場としての森林空間の総合的な利用の推進により、都市と山村の交流を促進します。また、自伐林家をはじめ、地域住民やNPO等の多様な主体による森林資源の利活用等の推進に努めます。

第4 森林の保全に関する事項

2 保安施設に関する事項

(3) 治山事業に関する事項

治山事業については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、国民の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るために、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、渓間工、山腹工等の治山施設の整備を流域特性等に応じた形で計画的に推進します。

その中で、流域保全の観点からの関係機関との連携や、地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じた効果的な治山対策を講じます。その際、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体化の運用、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ必要に応じて、在来種を用いた植栽・緑化など生物多様性の保全に努めます。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止方針

ア 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については別表2のとおり定めます。

イ 鳥獣害の防止方針

森林の的確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法として、防護柵の設置及び維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等の植栽木の保護措置又はわな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等による鳥獣害防止対策を推進します。

保護林においては、上記に準じた鳥獣害防止対策を推進します。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めます。

(2) その他必要な事項

特に記すべき事項はありません。

4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3(1)アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて、3(1)イに準じた鳥獣害防止対策を推進します。

特に、野生鳥獣による被害が深刻な森林については、その区域等を明確化して鳥獣害防止対策を推進します。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進します。

別表2 鳥獣害防止森林区域

該当ありません。